

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 4 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 軽米九戸線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡九戸村大字山屋第 5 地割 117 番地先から 119 番 3 地先まで	新	m 16.4~12.6	m 111.0
	旧	14.0~11.8	111.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 ア 場所 二戸地方振興局土木部
 イ 期間 平成 20 年 4 月 11 日から同年 5 月 11 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 軽米名川線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字高家第 2 地割字加賀屋敷 39 番 1 地先から 56 番 2 地先まで	新	A m 35.6~13.0	m 144.2
	旧	A 35.6~13.0	144.2
		B 17.0~5.5	146.1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 ア 場所 二戸地方振興局土木部
 イ 期間 平成 20 年 4 月 11 日から同年 5 月 11 日まで

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 花巻和賀線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市諏訪 4 番 1 地先から太田第 53 地割 319 番 1 地先まで	新	m 32.0~11.8	m 1,788.1
	旧	17.7~7.8	1,788.1
花巻市轟木 6 地割 453 番地先から 388 番地先まで	新	16.7~12.1	160.7
	旧	12.1~9.3	160.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成20年4月11日から同年5月11日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 花輪千徳線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市長沢第14地割31番1地先から第16地割99番1地先まで	新	m 33.0~16.0	m 380.0
	旧	23.6~5.8	400.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成20年4月11日から同年5月11日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 283号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市東和町東晴山3区273番1地先から271番地先まで	新	m 18.3~15.2	m 206.3
	旧	41.5~14.5	206.3

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成20年4月11日から同年5月11日まで